糸魚川市農業委員会　議事録

開催日	令和８年 ９月 30 日（水）　　午前９時 30 分から午前 10 時 28 分
会議場所	糸魚川市役所　201・202 会議室
出席委員	【農業委員（出席 16 名、欠席３名）】 ・出席委員：１番吉岡秀明委員、２番渡辺朗委員、３番山口久行委員、 ４番原　仁志委員、５番近藤栄樹委員、６番齊藤嘉一委員、 ７番米原文明委員、８番山岸寛幸委員、９番加藤政人委員、 10 番猪又正巳委員、12 番沢田昌三委員、13 番磯谷はるみ委員、 14 番稲葉淳一委員、16 番齋藤登委員、17 番松澤正善委員、 18 番高澤直也委員 ・欠席委員：11 番福田幸生委員、15 番齋藤正機委員、19 番樋口佐登子委員 【農地利用最適化推進委員（出席要請有、出席 13 名、欠席５名）】 ・出席委員：１番磯貝泰助委員、３番石塚明夫委員、４番梅沢正栄委員、 ５番金子学委員、６番古畑一弘委員、７番仲澤武男委員、 ８番池原栄一委員、９番荻野輝道委員、11 番中村芳仁委員、 14 番利根川保雄委員、15 番楾立　力委員、16 番土澤健一委員、 17 番藤巻邦子委員 ・欠席委員：　２番青代明彦委員、10 番田上浩和委員、12 番池亀健一委員、 13 番中村仁委員、18 番小川博嗣委員 （以上、出席 29 名）
出席職員	農業委員会事務局 古平局長、井上次長、小島係長（書記）、池原主査
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	８番　　委員
	９番　　委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第１　　議事録署名委員の指名について

日程第２　　報告事項

報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知
№27～№33　　７件

報告第２号　農地転用事実確認・地目変換現況証明願い
№36～№42　　７件

報告第３号　農地の休耕及び増反届
№15～№19　　５件

日程第３　　付議事項

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請
№15～№18　　４件

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請
№15～№16　　２件

議案第３号　農用地利用集積等促進計画案にかかる意見
№92～№97　　６件

議案第４号　許可申請の取下げ
№１　　１件

日程第４　　その他

１　次回農業委員会の日程

10 月 30 日(金)　9時 30 分開会　市役所 201・202 会議室

２　農地利用状況調査に基づく非農地判断の訂正（資料１）

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

【連絡事項】

① 「熊本地震義援金」の募集について（資料２）

② 今後の行事等の案内

・新潟県農業委員会大会（新潟市）10 月 19 日(月)※別紙

表彰対象者９名（継続３期９年表彰）

９月 18 日現在 14 名参加 ※９月末までに出欠報告

・全国担い手サミット(新潟市)11 月 17 日(火)※会長、職務代理参加

③ 農地パトロールの説明

・調査の概要、対象農地の確認

・タブレット操作

※総会終了後に農地パトロールにかかる実施方法とタブレット操作の研修を行った。

会議の経過概要	
発言者	発言要旨
議長 （米原委員）	農業委員会を開催させていただきます。 本日の欠席通告委員は、11番福田幸生委員、15番齋藤正機委員、19番樋口佐登子委員の３名です。 農地利用最適化推進委員は２番青代明彦委員、10番田上浩和委員、12番池亀健一委員、13番中村仁委員、18番小川博嗣委員の５名が欠席です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。
議長	**日程第１＝議事録署名委員の指名** 日程第１　議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕 異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、８番山岸寛幸委員、９番加藤政人委員を指名いたします。
	日程第２＝報告事項
議長	**＜報告第１号　農地法第18条第６項の規定による通知＞** 報告第１号　農地法第18条第６項の規定による通知について７件ございます。 説明を求めます。
池原主査	報告いたします。１頁をご覧ください。 27番、28番、大和川地区　大和川地内の１筆406㎡と１筆1,764㎡については、農地中間管理機構特例事業による売買のため解約するものです。 29番から33番、能生谷地区　槙、川詰地内の６筆8,695㎡については、労力不足のため解約するものです。 以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。

	〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。
	＜報告第２号　農地転用事実確認・地目変換現況証明願い＞
議長	報告第２号　農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて７件ございます。 説明を求めます。
小島係長	報告いたします。４頁をご覧ください。 36 番青海地区、須沢地内の１筆 119 ㎡について、現況は宅地です。 37 番大野地区、大野地内の１筆 99 ㎡について、転用許可が出ており、現況は宅地です。 38 番根知地区、杉之当地内の２筆 250 ㎡について、現況は宅地です。 39 番青海地区、寺地地内の１筆 195 ㎡について、現況は宅地です。 40 番糸魚川地区、横町４丁目地内の２筆 56.78 ㎡について、転用許可が出ており、現況は宅地です。 41 番根知地区、山口地内の４筆 1,454 ㎡について、現況は山林と道路です。 42 番能生谷地区、寺山地内の２筆 743 ㎡について、転用許可が出ており、現況は宅地と雑種地です。 以上で説明を終わります。
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。
	＜報告第３号　農地の休耕及び増反届＞
議長	報告第３号、農地の休耕及び増反届について５件ございます。説明を求めます。
池原主査	報告いたします。６頁をご覧ください。 15 番下早川地区　清水山地内の４筆 1,136 ㎡については、労力不足のため休耕するものです。 16 番下早川地区　日光寺地内の１筆 198 ㎡については、畑として利用するものです。 17 番糸魚川地区　寺町４丁目地内の３筆 1,251 ㎡については、労力

	不足のため休耕するものです。 18番根知地区　蒲池地内の２筆624㎡については、労力不足のため休耕するものです。 19番今井地区　大谷内地内の２筆502㎡については、労力不足のため休耕するものです。 以上で説明を終わります。
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、報告を終了し、日程第３の付議事項について、審議に入ります。 **日程第３＝付議事項** **＜議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請＞**
議長	議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について説明を求めます。
小島係長	説明いたします。７頁をご覧ください。 15番下早川地区、日光寺地内の２筆1,585㎡について所有権移転売買です。地図№.１をご覧ください。申請地は県道湯之河内梶屋敷停車場線付近の畑であり、譲渡人は県外在住で管理できないことから、隣接に事務所がある譲受人に譲り渡したいというものです。 16番下早川地区、滝川原地内の２筆224㎡について所有権移転贈与です。地図№.２をご覧ください。申請地は広域農道上覚谷根線沿いの畑です。譲渡人は県外に在住しており管理ができないので、隣地に移住した譲受人に譲り渡したいというものです。 17番西海地区、成沢、川島地内の５筆11,476㎡について使用貸借です。地図№.３をご覧ください。申請地は市道成沢川島線付近の田です。申請人は、農地中間管理事業の契約から農地法第３条による契約に切り替えたいとのことで申請に至ったものです。 18番青海地区、須沢地内の１筆239㎡について所有権移転売買です。地図№.４をご覧ください。申請地は市道須沢公園連絡線沿いの畑です。譲渡人は管理ができないことから、申請地での耕作を希望する譲受人に譲渡したいものです。

	以上で説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。
渡辺委員	15番日光寺の案件は、前出（6項）の増反届では205-4-Aとあるが、この標記の意味は。加えて、増反届で畑をするといいながら、農地法第3条で別の方に売るとなっているので、矛盾するのではないか。
小島係長	205-4-Aの表記は、全体1,513㎡のうちの198㎡を駐車場として転用していた時の便宜上の表記である。この度、駐車場をやめて、農地に戻したうえで、他の方に譲ることになった。
渡辺委員	それであれば、付記のところに「Aとは一部のこと」と記入しておいてほしい。
議長	他にご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
	＜議第2号　農地法第5条の規定による許可申請について＞
議長	議第2号　農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。
小島係長	説明いたします。9項をご覧ください。 15番16番、青海地区、橋立地内の3筆2,825㎡について使用貸借による転用です。地図No.5をご覧ください。申請地は国 指定天然記念物・青海川の橋立ヒスイ峡への遊歩道敷地及び遊歩道管理用地として活用したいものです。現地は砂利を引き、ローラー転圧を行うとのことです。 以上で説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。

	＜議案第３号　農用地利用集積等促進計画案にかかる意見＞
議長	議案第３号　農用地利用集積等促進計画案について６件ございます。 事務局の説明を求めます。
池原主査	説明いたします。10 頁からとなります。 92 番大和川地区　大和川地内の１筆2,241 ㎡については、新規です。 93 番能生谷地区　西飛山地内の２筆2,320 ㎡については、更新です。 94 番能生谷地区　東谷内地内の５筆6,223 ㎡については、更新です。 95 番能生谷地区　中野口地内の５筆1,137 ㎡については、新規です。 96 番能生谷地区　中野口地内の１筆 135 ㎡については、新規です。 97 番青海地区　上路地内の７筆 8,936 ㎡については、更新です。 以上で説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
	＜議第４号　許可申請の取下げについて＞
議長	議第４号　許可申請の取下げについて説明を求めます。
小島係長	説明いたします。13 項をご覧ください。 今年７月 30 日の総会で審議され、保留となっておりました農地法第３条の四ツ屋地内２筆 458 ㎡の所有権移転の申請は、申請者側から今後の管理体制について、具体的にどれくらいの管理内容が必要となるのか、精査したいとのことで、本申請を取り下げる旨の申し出がありました。 以上で説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。

	日程第４＝その他
議長 小島係長	事務局の説明を求めます。 説明いたします。次回の農業委員会等のご案内です。 １　次回農業委員会の日程 10 月 30 日(金) ９時 30 分開会　市役所 201･202 会議室 ２　農地利用状況調査に基づく非農地判断の訂正（資料１） 昨年の農地パトロールを経て、今年３月に皆様にお示しした非農地判断の件は、地主にその旨を周知したところ、１件地主から申し出がありました。地主曰く樹園地（いちじくを植えている）であるとのことで再調査し、その事実を確認したので資料１のとおり訂正しますので、ご承知おきください。 以上